

大樹生命保険株式会社

お客さまサービスセンター
(年金共済・財形管理)
〒277-8655
千葉県柏市東上町8-18
04-7162-3246

【財形住宅】非課税払出要件一部変更のお知らせ

平素より格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、2024 年 4 月 1 日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄契約における非課税払出要件の一部が変更されました。

変更内容は下記のとおりですので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
今後ともご厚情賜りたくお願い申し上げます。

■変更内容

変更前	変更後
○取得する住宅の床面積 50 ㎡以上であること。 ただし、2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた 新築住宅または建築後使用されたことのない住宅に ついては、床面積が 40 ㎡以上であること。	○取得する住宅の床面積 50 ㎡以上であること。 ただし、新築住宅または建築後使用されたことのない住宅 で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が 40 ㎡以上で あること。 (イ) 2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた住宅 (ロ) 2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日までに建築確 認を受けた「認定住宅等（認定長期優良住宅、認定 低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適 合住宅）」

※詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_38473.html

以上

BF240525